

事業主・労働者の皆様へ

当署では、第12次労働災害防止計画（平成25年度から29年度の5か年計画）に基づき、労働災害の減少への取組を進める一方で、発生した労働災害に対しては、迅速で適正な労災保険による給付に努めています。

しかしながら、被災された労働者の方について、

「大したケガではないと思って当初は健康保険証で治療していたが、回復に時間が掛かり、治療費がかさむばかりか職場復帰できず、翌月から給与が出ない（払えない）。」といったように、途中で労災保険に切り替えたいとの相談が毎年、寄せられています。

こうしたケースでは、受診医療機関には「自宅でケガをしたように伝えている」など、被災直後から間違った処理がなされ、正しい手続きに改めるには、別紙のリーフレットのように、医療機関に対して治療費の全額を一時的に支払っていただくといった負担が生じてしまうばかりか、本来なら災害の発生状況やその後の治療・休業補償といったことについて、早い段階で判断して被災者の方にも安心していただけたものが、かなりの時間の経過後に調査しなければならないこととなり、被災者の方はもちろん、事業主等への負担も大きなものとなってしまいます。

すなわち、労働災害であるものについては、

- ① 受診時には正しい発生状況を医療機関に説明
  - ② 医療機関に対して所定の手続きで行う（労災指定の医療機関の場合には5号様式を提出するなど）
  - ③ 休業4日以上が確認された段階で速やかに労働者死傷病報告を監督署に提出する
- など、適正な手続きを行ってください。

「災害があったことを伝えにくい。」などと思って間違った処理をする方が、後々、処理を難しくします。監督署では再発防止の対策や責任の所在の観点から立入調査等が必要となることもありますので、適正な手続きをお願いいたします。

また、事務手続きが難しくよく分からない、労働者性に疑義があるといった場合には、早めに監督署にお電話ください。

平成29年9月

徳山労働基準監督署

☎0834-21-1788（担当 労災課）

労災保険制度に関するご質問は、

「労災保険相談ダイヤル」0570-006031（土日祝日を除く9時～17時）

でもお答えしていますのでご利用ください。

# 労働災害が発生した時の諸手続きについて

## ○就業中又は通勤中に災害が発生したときの手続きの概要

手続き		休業なし	休業1日 ~3日	休業4日 以上	様式	提出先	
労災保険請求	<b>治療費及び薬剤費</b> (労災指定医療機関等で療養を受けるとき) ※原則として無償で受けられます。	就業中	○	○	○	様式5号	医療機関 薬局等
		通勤中	○	○	○	様式16号の3	
	<b>治療費及び薬剤費</b> (労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき) ※いったん治療費を負担していただきますが、その費用が支給されます。	就業中	○	○	○	様式7号	監督署
		通勤中	○	○	○	様式16号の5	
	<b>休業(補償)</b> (療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき)	就業中	—	— (事業者負担)	○	様式8号	監督署
		通勤中	—	—	○	様式16号の6	
<b>労働者死傷病報告</b> (就業中の災害等で労働者が休業したとき) <u>※労災保険請求の有無に関わらず、報告が必要です。</u>	就業中	—	②	①	①様式23号 ②様式24号	監督署	
	通勤中	—	—	—	—	—	

### 《労災保険請求に係る留意事項》

- (1) 労災保険の給付内容や請求手続きは上記以外にも多岐にわたっていますので、ご不明な点につきましては、ご遠慮なくお尋ねください。

手続き・給付内容の一部例： ①病院を変更したとき ②後遺障害が残ったとき  
③亡くなられたとき ④治療用装具費

- (2) 交通事故など労災保険給付の原因が第三者の行為によって生じた場合には、別に手続きが必要となります。第三者から労災保険給付と同一事由による損害賠償（治療費、休業補償等）を受領されているときは、労災保険給付からその額が控除されます。
- (3) 労災指定医療機関等（労災指定病院や薬局等）で受診又は投薬を受けた場合、治療費及び薬剤費の請求書（様式5号又は16号の3）を当該医療機関等の窓口に速やかに提出してください。
- (4) 休業（補償）は、休業4日目から支給の対象となります。なお、請求に際しては、休業の見込み期間ではなく、実際に休業した期間について請求してください。

### 《労働者死傷病報告に係る留意事項》

- (1) 労働者死傷病報告は、労働安全衛生法に基づいて事業者には課せられた報告であり、事業者が治療費や休業補償の費用を負担したときや年次有給休暇を取得したとき、また、自賠責保険や任意保険を使用するときなどで、労災保険請求を行わない場合であっても、1日以上休業すれば提出が必要となります。

なお、被災された方が事業者や労災保険の特別加入者である場合は、提出不要です。

- (2) 提出期日は、① 様式23号は「遅滞なく」、  
② 様式24号は「四半期ごとに取りまとめて翌月末まで」となっています。

例：1月～3月発生分は4月末まで 4月～6月発生分は7月末まで

この案内は、手続きの概要を記載したものですので、詳細については担当にお尋ねください。

問合せ先：徳山労働基準監督署 電話番号 0834 (21) 1788

業務中や通勤途中のケガに、健康保険は使えません!!

# お仕事でのケガ等には、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい（以下「労働災害」といいます）、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。

**!** お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません!

**健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。**

- 労働災害によって負傷、または病気にかかったにもかかわらず、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することとなってしまいます。



健康保険を使ってしまった場合は、必ず裏面の手続きが必要です。

労働災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう

労災保険のご相談は・・・

お近くの**労働局・労働基準監督署**へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも  
お答えしていますのでご利用ください。

0570-006031 / 受付時間9:00~17:00 (土日祝日除く)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 労働災害であるにもかかわらず、健康保険で治療を受けてしまった場合は、以下の手続きが必要です。

受診した病院に、**健康保険から労災保険への切り替え**ができるかどうかを確認してください。

← できない

できる →

## 切り替えができない場合

一時的に、**医療費の全額を自己負担した上で、労災保険を請求**していただきます。

※ ただし、既に労災認定を受けている場合であって、医療費の全額負担が困難な場合等には、**一時的に医療費の全額を自己負担することなく請求**する方法もありますので、希望される場合は、労働基準監督署へ申し出てください。

## 切り替えができる場合

病院の窓口で支払った金額（一部負担金）が返還されます。

### 切り替え手続きの方法

労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院に提出してください。

### 労災保険の請求方法

- **一時的に医療費の全額を自己負担してから、労災保険の手続きをしてください。**
  - ① **健康保険の保険者(全国健康保険協会等)**へ労働災害である旨を申し出てください。
  - ② 保険者から医療費の返還通知書等が届きますので、返還額をお支払いください(※1)。
  - ③ **労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**を記入の上、返還額の領収書と病院の窓口で支払った金額(一部負担金)の領収書を添えて、**労働基準監督署**へ請求してください(※2)。
- (※1) 医療機関から診療報酬明細書(レセプト)がご加入している健康保険の保険者に届くまでに2~3カ月程度かかるため、納付書が送付されるまでに時間がかかることがあります。
- (※2) 労災請求の際にレセプトの写し(コピー)が必要になりますので、健康保険の保険者へ依頼してください。

### 一時的に医療費の全額を自己負担するのが困難な場合は...

- ① **労働基準監督署**へ、全額を自己負担せずに請求したい旨を申し出てください。(※3)
  - ② 労働基準監督署で保険者と調整を行い、保険者への返還額を確定します。
  - ③ 保険者から返還通知書等が届きますので、**労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**を記入の上、返還通知書等を添えて、**労働基準監督署**へ請求してください。(※4)
- (※3) 既に業務上災害又は通勤災害として労災認定を受けている場合に限りです。
- (※4) 病院の窓口で支払った金額(一部負担金)については、①~③とは別の手続きが必要となりますので、**労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**をもう1枚ご準備いただき、必要事項を記入の上、**労働基準監督署**へ請求してください。